

※ 教員の皆さまへ、遠隔授業を行う前に必ずご一読ください。

文部科学省「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A」（令和2年4月21日時点）  
より趣旨を抜粋、簡略化

【学事日程等の取扱いに関すること】

- Q. 「10週又は15週の期間について弾力的に取り扱って差し支えない」とあるが、例えば、本来15コマの授業を13コマにし2コマ分の授業時間数を削ることを許容する趣旨でしょうか。
- A. あくまで週数を規定したもので、授業の回数（コマ数）を規定してはおりません。  
今回の授業期間の弾力化は、単位の修得に必要な学修時間を変更するものではないことから、例えば、2コマ分に相当する授業時間を本来予定していた面接授業により行わない場合については、休日や祝日における補講授業の実施や、遠隔授業の実施、又は授業中に課すものに相当する課題研究等に代替すること等により、大学設置基準第21条等で定める必要な学修時間を確保していただく必要があります。

【一般的な遠隔授業の活用に関すること】

- 3月24日付け通知によりお示した遠隔授業に係る解釈は、遠隔授業に係る取扱いを明確化したものであり、新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限ったものではありません。
- 面接授業に相当する教育効果を有すると認められる遠隔授業に必要な要素として、  
①設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導  
②学生の意見の交換の機会を挙げているものと考えていること
- オンデマンド型の遠隔授業の場合には、授業配信中に上記①及び②を実施することが困難であることから、面接授業に相当する教育効果を担保するため、「授業の終了後すみやかに」①及び②の実施を求めることが必要です。
- 同時双方向型の遠隔授業の場合には、当該授業の実施中に上記①及び②を行うことにより、実質的に面接授業に相当する教育効果が担保できているといえるのであれば、「授業の終了後すみやかに」上記①及び②の実施を求めることは必ずしも必要ではないと考えます。

Q 1. 遠隔授業を行う教員は、自宅において当該授業を行うことは可能でしょうか。

A 1. 面接授業に相当する教育効果が認められる場合は可能です。

Q 2. 遠隔授業の実施方法として、教科書や教材による学修を一定時間自宅において行かせたうえで、メールや掲示板等を用いて質疑応答等を行うことは許容されますか。

A 2. 面接授業に相当する教育効果を有するものである必要があることから、授業外の予習・復習に相当するような単に教科書を読ませるといった形態は想定しておらず、授業担当教員による事前のガイダンス等において、当該授業の目的やねらい、教科書を読むに当たっての留意点や、必要な視点・観点などを示すなどにより、授業中に課すものに相当する学修であることが必要です。  
また、単に印刷教材等の送付により授業が完結することは想定しておらず、毎回の授業の実施に併せて質疑応答等による指導を行うことが必要です。

Q 3. 「面接授業の一部を遠隔授業によって実施する場合」について、例えば、15回の授業中、14回分を遠隔授業により実施し、面接授業は1回しか行っていない場合についても、各大学等の判断において、主として面接授業により実施したものと扱ってよいでしょうか。

A 3. 「主として面接授業を実施するものであり、面接授業により得られる教育効果を有する」といえるかについては、各大学等において判断し、各学生等に対して説明することが求められますが、15回の授業中1回しか面接授業を実施していない場合は、外形的には「主として面接授業を実施」したものと説明

することは困難であると考えます。

ただし、特例的な措置の下、面接授業以外の授業として行う場合、遠隔授業によって修得できる単位数60単位の上限に算入する必要はありません。(4/1からの追加)

Q 4. 学生の通信環境への配慮についてどのような取組が考えられますか。(4/1からの追加)

A 4. テレビ会議システム等を利用した同時双方向型の遠隔授業や、オンライン教材等を用いたオンデマンド型の遠隔授業等の実施方法が考えられるところ、授業の実施形態により必要な通信量は多様であることから、学生の通信環境や学内・地域の通信量等を踏まえつつ、これらの授業方法の組合せ又は面接授業との組合せや、画質調整等によるオンライン教材の低容量化、教材のダウンロードを回線の比較的空いている時間帯に指定するなど、各大学等の状況に応じた取組の工夫をお願いします。

なお、同時双方向型の遠隔授業を実施する場合、当該授業の全時間帯について同時双方向の状態を保つことは法令上求められていないことから、例えば、90分授業の最初と最後においてテレビ会議システム等を通じた講義を実施し、その途中においては、電子メールや掲示板等による質疑応答等を行いつつ、スライド資料等の教材を用いて、授業中に課すものに相当する学修を各自行わせるといった方法も考えられます。

Q 5. 本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難と認められる場合、あらかじめ学生に示していた方法で成績評価することが困難となった場合、成績評価方法を変更することは許されますか。

例えば、評定を付すとしていた科目について、合否のみで評価することは可能でしょうか。

A 5. 学生に対してあらかじめ示していた成績評価方法を変更すること（評定を付す方法から合否のみによる評価方法への変更も含む。）は可能であり、各授業科目の到達目標に応じた適切な成績評価手法を選択していただくとともに、変更にあたっては学生に対する丁寧な説明に努めるようお願いいたします。